

目次

2024年 冬号 772号

年頭のごあいさつ	年頭のごあいさつ 大阪府中小企業団体中央会会長 野村泰弘…………… 2 年頭所感 中小企業庁長官 須藤 治…………… 3 年頭所感 大阪府知事 吉村洋文…………… 4 年頭所感 全国中小企業団体中央会会長 森 洋…………… 5
特集	政策懇談・交流懇親会を開催…………… 6 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント (令和5年度補正・令和6年度当初予算案)…………… 8
調査・研究	大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)…………… 10
組合等事業向上 支援事業関連情報	大阪府委託事業「中小企業組合運営指導事業」…………… 15
組合情報	令和5年度秋の叙勲・褒章受章者…………… 16
大阪府中央会 お知らせコーナー	2024年問題の背景と対応について…………… 18 2024年問題が企業に与える影響…………… 20 税制改正のプロセスと「令和6年度税制改正」の動き…………… 22 組合が行う変更登記…………… 24
大阪府中央会 主な実施事業	令和5年度 小企業者組織化特別講習会を開催!…………… 25 大阪ヘルスケアパビリオン展示スケジュールが決定!…………… 26
年賀広告	広告掲載組合・企業…………… 27
共済制度	大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…………… 43
中央会日記	大阪府中央会の行事予定…………… 50

特集

調査・研究

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

組合情報

大阪府
中央会
お知らせ

大阪府
中央会
主な実施
事業

各種
共済制度

年頭のごあいさつ

大阪府中小企業団体中央会会長

野村 泰弘



2024年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、5月8日に新型コロナの感染法上の位置付けが5類に移行されて以降、インバウンド需要を背景に観光関連や、宿泊・飲食業を中心として幅広い業種でコロナ前の業績に回復するなど、中小企業・小規模事業者の業況も改善の傾向が見られるようになりました。

一方、3年余りの長きに及んだコロナ禍や長期化するウクライナ情勢の影響に加え、イスラエル・ハマス戦争による海外情勢の不安定化に伴う原材料や物価高の継続、価格転嫁の問題、人口減少や2024年問題に伴う深刻な人手不足や賃上げ問題など、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くことが懸念されるどころです。また、AI（人工知能）技術の進化と普及により様々な社会活動に影響が出ることも懸念されています。

こうした中、昨年11月に決定された政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による各種支援策が迅速に実施され着実に効果が出て、物価高が克服され適切な価格転嫁が進み、企業収益と物価、賃金の好循環が実現することを期待しております。

本会では、会員の皆様が直面している様々な課題からの脱却と、今後の持続的な成長・発展に向けた新たな事業活動に対し、これまで以上に積極的かつきめ細かな支援を実施してまいります。

具体的には、中小企業・小規模事業者や中小企業組合が抱える様々な経営課題の解決と、コロナ収束後の新たな事業展開を図るため、ものづくり補助金や事業再構築補助金等の活用促進に向けた支援をはじめ、昨年10月に開始されたインボイス制度や1月に施行された電子帳簿保存法改正への対応、2024年問題対策、DX・GXやAI（人工知能）の利用などを推進するため、これらを視野に入れた組合ビジョン・事業計画の策定、研修会等の開催を関係機関との連携のもと、積極的に支援してまいります。

また、会員の皆様への直接的な支援として、行政庁への届出書類作成、理事会、総会の運営相談、国・地方自治体による各種支援策の情報提供などを継続実施するとともに、巡回訪問等により積極的にニーズを掘り起こし、きめ細かな支援を行ってまいります。

さらに、開幕まで500日を切った「2025年大阪・関西万博」に関しては、本会の企画「パワースポット IN 大阪」の出展準備を本格化するとともに、催事、物販、チケット販売等各種情報の提供などの取り組みを推進してまいります。

これらの取り組みをより充実させるため、国及び地方自治体に対して中小企業・小規模事業者への支援強化に向けた各種要望活動を行ってまいります。

本会におけるこうした各種取り組みが、会員の皆様にとって、現在の難局からの脱却と新たな事業活動の展開に繋がれば幸いです。

結びにあたりまして、会員の皆様が新年にあたり決意を新たにされ、我が国経済社会の発展と中小企業の振興のため、ご精進いただくことをご期待申し上げますとともに、2024年が会員の皆様にとりまして大きな飛躍の年となりますようお祈り申し上げます。年頭のご挨拶といたします。

年頭所感

中小企業庁長官

須藤 治



令和6年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスが5類に移行し、中小企業の業況判断DIは全産業で約30年ぶり、賃金上昇率も約30年ぶりの高水準を記録するなど、明るい兆しが見られました。しかしながら、円安による物価高や、エネルギー価格の高騰、構造的な人手不足等、多くの中小企業・小規模事業者の皆様は引き続き厳しい側面もあった1年でした。

こうした中でも、全国の中小事業者の皆様が、工夫して事業を営み、雇用を守り、地域社会を支えていただいていることに、改めて敬意を表し、感謝を申し上げます。

さて、明るい兆しもみられる今こそ、大転換の絶好の機会となっております。物価高・エネルギー価格の高騰に対しては、電気・ガス料金や燃料油価格の激変緩和措置や、コスト増に対応するための価格転嫁対策、資金繰り支援を行い、経営を支えて参ります。不安を抱えている方々の多いインボイス制度につきましても、引き続き相談体制の整備を含めきめ細やかな支援を進めて参ります。

その上で、足下の様々な経営課題を乗り越えて事業を成長させるためには、果敢に挑戦していくことが重要となります。日本の雇用の7割、付加価値の5割以上を占める中小企業・小規模事業者の皆様を起点として、投資、イノベーション、所得向上の3つの好循環を起こし、我が国の経済を成長軌道に乗せていきます。

特に、持続的な成長・賃上げを実現するためには、「価格転嫁の強力な推進」「生産性向上」「省力化投資」の3つが肝要です。

中小企業庁は、公正取引委員会とも連携し、本年も価格転嫁対策に全力で取り組みます。年2回の「価格交渉促進月間」とフォローアップ調査、300人体制の下請けGメンによるヒアリングを踏まえた指導・助言の実施などの取り組みを通じて、交渉と転嫁が継続的に行われる取引慣行の定着を目指します。また、皆様が生み出した価値に適切な対価が支払われるよう、サプライチェーン全体の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を進めます。昨年11月に公表されました調査の結果は、全体として、価格交渉しやすい雰囲気は醸成されつつあるものの、十分な価格交渉や転嫁ができていない面も残るといものでした。受注企業の皆様におかれましては、昨年末に内閣官房と公正取引委員会から示されました「労務費の指針」等を活用しながら、思い切って価格交渉を申し出ただけであればと思います。

さらに、中小企業の長年の課題である、生産性向上に対しては、業務効率化や新製品開発に向けた設備導入・DX対応などの前向きな投資をIT導入補助金やものづくり補助金などを通じて支援して参ります。また、目の前の需要拡大を取りこぼすことがないよう、小規模事業者持続化補助金・新規輸出一万人支援プログラムで、事業者の販路拡大を一層支援していきます。

構造的な人手不足を乗り越え、持続的に成長するためには、省力化投資も重要です。カタログから選ぶように省力化対応製品を選べる、簡易で即効性がある支援を5,000億円規模で措置し、大胆に進めていきます。

これらの3つの施策に加えて、「賃上げ促進税制」を拡充します。税額控除率はこれまで最大40%のところ、最大45%となります。加えて、赤字など厳しい状況にあっても、賃上げに取り組んでいただいた皆様が生み出した金額を翌年度以降に繰り越せる仕組みを作り、その期間を前例のない長期となる5年間とします。これにより、裾野の広い賃上げの実現につながると期待しています。

一方で、持続的な成長・賃上げには資金繰り支援をはじめとした事業継続の下支えも必要です。物価高騰に加え、ゼロゼロ融資の返済本格化がはじまるなど、中小企業の資金繰りは引き続き厳しい状況にあります。ゼロゼロ融資の返済負担を軽減するため、昨年1月よりコロナ借換保証制度を開始し、昨年11月末時点で約11.3万件・2.8兆円の借換を承諾しております。また、借換保証により生じた猶予期間で、金融機関が経営改善計画の策定に積極的に関与していくこととし、中小企業の迅速な経営改善を強力に後押ししていきます。

さらに、後継者へのパトタッチやM&Aにより、貴重な経営資源を次の世代に引き継ぐことで、経営者の若返りと相まって、これまでにないチャレンジを引き出すことも大切です。今後は、これまで講じてきた事業承継・引継ぎ支援策に加え、後継者同士のつながりを強化することにより、一層円滑な事業承継を後押しします。

挑戦を支えるためには、全国の商工会・商工会議所やよろず支援拠点をはじめとした支援機関の役割も一層重要となります。引き続き連携し、地域の中小企業・小規模事業者に伴走したサポートを展開していきます。

地方では人口流出等を背景にした経済の疲弊が深刻な問題となっております。中小企業の中堅企業、地域中核企業へのスケールアップを通じて地域に魅力ある雇用を創出すると同時に、地域行政やコミュニティを支え社会課題解決に貢献するゼブラ企業を創出・育成するなど、少子化緩和へと繋げ、地域の包摂的成長を実現します。引き続き、地域経済の視点を中小企業施策に反映して参ります。

令和6年の干支である「辰年」は一般に富や財運、幸運に恵まれる年と言われますが、とりわけ本年「甲辰（きのえ・たつ）」は、成功という芽が成長していき、姿を変えていく年と言われます。中小企業・小規模事業者の皆様へのチャレンジを後押しし、皆様の希望の実現に全力を尽くしていく決意です。本年が、皆様にとって実りある年となるよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年 頭 所 感

大阪府知事

吉村 洋文



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年春、大阪を今よりも良くしたい、さらに元気にしたい、という思いを胸に、知事として2期目の府政の舵取りをスタートしました。

いよいよ2025年大阪・関西万博の開幕まで1年あまり。現在、会場建設費や海外パビリオンの建設の遅れなど課題はありますが、それを乗り越えて開催する意義や効果が万博にはあります。

万博とは、世界中の英知を結集し、地球規模の様々な課題解決に取り組む場です。気候変動や貧困、食糧問題など、世界が直面する課題は多岐にわたります。また、新型コロナの世界的な拡大によって、従来の価値観や行動に大きな変化をもたらされました。コロナ禍を乗り越えたこの時代に、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げる今回の万博は、「いのち」という原点に立ち戻り、未来への希望を世界に示すものです。150か国を超える国々の先端技術やサービス等により、人々の行動変容と、時代を切り拓く新たなイノベーションを巻き起こす。そして、世界の課題解決につなげるとともに、レガシーとして発展させていきます。

また、日本全体への経済波及効果のみならず、世界の多様な価値観が交流しあい、新たなつながりや創造が促進されることで、経済、社会、文化等のあらゆる面において、さらなる成長、発展の契機となります

こうした万博の意義や効果、各国の展示内容などを、国や博覧会協会、経済界などとも連携し、府民の皆様をはじめ国内外にしっかり発信することで、より一層の理解促進や機運醸成を図っていきます。

あわせて、産学官民一体で「大阪ヘルスケアパビリオン」において、健康医療をはじめ、カーボンニュートラルやデジタル化といった取組を体現していきます。加えて、空飛ぶクルマや、自動運転EVバスなどの新たなモビリティの実現をめざすとともに、多くの来場者が見込まれることから、地域住民や観光客などの移動手段を確保するため、大阪版ライドシェアの導入に向けて取り組みます。

そして、大阪の強みを最大限に活かし、ライフサイエンスや次世代エネルギーなど、大阪経済をけん引する産業や、大阪から日本を変えるイノベーションの源泉となるスタートアップの創出に取り組み、また、カーボンニュートラルに資する最先端技術を万博会場内外で実証・活用し、開発・実用化を促進するなど、万博を一過性のものとせず、万博をインパクトに、大阪の成長軌道をさらに高みに引き上げていきます。

今年は、万博の成功に向けた準備の総仕上げの年です。誘致から携わった者として、強い信念と責任をもって全力で取り組むとともに、ポスト万博に向け、大阪を次なるステージに飛躍させるチャレンジを進めます。

本年も、府民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますとともに、皆様にとって素晴らしい年となりますようお祈りいたします。

年頭に当たって

全国中小企業団体中央会会長

森 洋



明けましておめでとうございます。令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、コロナ感染症の5類への変更により社会経済活動が正常化し、円安を活かしたインバウンド等の需要が回復した一方で、豪雨・台風等の自然災害、深刻化する人材不足、原材料や労務費等の価格上昇とその転嫁の遅れ、事業承継問題など、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況に直面してきました。

こうした中で、昨年10月11日に宮城県仙台市で開催した第75回中小企業団体全国大会では、全国各地から中小企業団体の関係者約2千名が参集し、

- I. 中小企業・小規模事業者等の危機的状況の克服、成長促進支援等の拡充
- II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進
- III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

の実現に向けて、組合関係者の皆様と共に取り組んでいくことを決議し、その実現に向け精力的に陳情活動を行って参りました。

その結果、大会決議の主要な要望事項が、令和5年度補正予算等による「デフレ脱却のための総合経済対策」に盛り込まれ、その早期かつ速やかな実行に期待するとともに、本会においても施策の広報と迅速な執行に努めております。

地域の人口減少に加え地域課題が多様化・複雑化することを踏まえつつ、資金繰り対策、経営改善・事業再生、デジタル化の推進や、リスキリング等の「人への投資」、ものづくり補助金、事業再構築補助金や省力化投資補助金による生産性向上、インボイス導入による事務負担増、物流の2024年問題、外国人技能実習制度の変更、スタートアップ育成、輸出拡大、大阪・関西万博などの最重要課題については、会員皆様との連携を一層強化し、伴走支援を図って参ります。

結びに、令和6年の甲辰の年は「成功という芽が成長していき、姿を整えていく」といった縁起の良い年とされています。本年が、中小企業組合と中小・小規模事業者の皆様にとりまして、成長を実感する1年となりますことを心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

令和6年元旦

政策懇談・交流懇親会を開催 全国中小企業団体中央会・全国中小企業政治協会

11月22日（水）、都内ホテルにおいて、中小企業連携政策推進議員懇話会（一中央会一国会議員で構成。座長は甘利明衆議院議員）との政策懇談・交流懇親会が開催されました。

会議には、甘利明衆議院議員、鈴木淳司総務大臣をはじめ、逢沢一郎衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、平将明衆議院議員、上野賢一郎衆議院議員、福田達夫衆議院議員、小林鷹之衆議院議員、田野瀬太道衆議院議員の同議員懇話会の役員、国会議員37名が参加されました。

全国中小企業団体中央会 森会長の開会挨拶、甘利座長の挨拶の後、佐藤専務理事から、令和6年度中小企業対策予算・税制改正要望、技能実習制度に代わる新たな法制度に向けた要望が行われました。



開会挨拶
全国中小企業団体中央会
森会長



要望
全国中小企業団体中央会
佐藤専務理事



座長
甘利衆議院議員

関連資料

- 令和6年度税制改正要望



- 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書内容についての意見（要望）



- 第75回中小企業団体全国大会決議【重点事項】



- 全国中小企業団体中央会開催報告



中小企業者及び中小企業組合等に関する要望

令和5年11月22日

全国中小企業団体中央会 会長 森 洋

以下の各項目について令和6年度予算に反映し、依然厳しい経営環境下にある多くの中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等への対策を的確かつ確実に実行されたい。

1. 中小企業・小規模事業者の危機的状況の克服

- (1) 中小企業・小規模事業者の経済活動に対し、電気・ガス、燃料の価格激変緩和対策を国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、必要に応じて2024年5月以降も継続すること。
- (2) 特別高圧の共同受電を実施する工業団地等の中小企業組合及び組合員を低圧・高圧電力契約者と同様に「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象とすること。

2. 中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けた支援強化

- (1) 金融機関による中小企業への継続的な資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等の伴走支援を一層推進するための施策を強化すること。
- (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業「ものづくり補助金」について、
 - ・補助率・補助金額の引き上げ等の要件を緩和すること。
 - ・創業・起業等を要件とする新たな特別枠の追加措置を講じること。
 - ・令和3年度をもって終了となったフォローアップ支援事業の復活・拡充を図ること。
- (3) 事業再構築補助金について、
 - ・大きな事業転換でなくても、既存ノウハウを活かし事業の幅を広げる「試験的挑戦枠」を要件に追加すること。
 - ・自己資金確保が困難な事業者にも前向きな挑戦機会を与えることができる「少額の定額補助枠」を新たに設けること。
 - ・施策の実施にあたっては、採択後の申請相談や補助金交付後のフォローアップ等、その効果を上げるために、事業者の実情を把握する中小企業団体中央会などの経済団体を積極的に活用すること。
- (4) サービス等生産性向上IT導入支援事業「IT補助金」について、
 - ・DX推進、デジタル化対応力の強化を図るため継続して措置すること。
 - ・デジタル化に資するシステムの導入、改修及び設備投資等の取組支援に対し、例えば通常枠補助上限額の450万円を超える大口補助金の創設や、通常枠の補助率を1/2からデジタル化基盤導入枠の補助率2/3まで拡充すること。

3. 組合等の基盤を通じた成長、持続的発展に向けた活力ある事業活用の促進

3-1 「人への投資」によるデジタル化・生産性向上の促進

- (1) 中小企業団体の共同学習機能の活用について、
 - ・中小企業・小規模事業者が活用できるIT導入やDX推進に向けた人材の育成を図ること。
 - ・ノウハウ・能力向上のためのリスキリング（職業能力の再開発）に関する助成制度を新たに創設すること。
 - ・中小企業組合における専門家とのマッチング制度を新たに創設すること。

3-2 事業承継・経営資源集約化

- (1) 事業承継の円滑な推進に向けて、
 - ・後継者難による倒産を防止するための事業承継支援策の周知、相談体制の充実・強化を図ること。
 - ・後継者不在企業に対する外部人材、経営幹部人材といった後継者の紹介等、マッチング支援拡充を図ること。
 - ・その実施にあたっては、中小企業の状況を把握している中小企業組合や金融機関を積極的に活用すること。
- (2) 中小企業組合を「事業承継・引継ぎ補助金」の補助対象者に加えるなど、中小企業組合を活用した事業承継・引継ぎ支援スキームの構築を行うこと。
- (3) 中小企業診断士を活用した組合事業承継専門指導員の予算措置を講じること。

4. 中小企業に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築

- (1) 雇用保険財政の安定化・健全化を図り不測の事態に備えるため、一般会計から繰り入れを行うとともに、国庫負担割合を原則に戻すこと。
- (2) 雇用保険料率のこれ以上の引き上げ等、中小企業に過度の負担がかからないよう、育児・介護や早期再就職のためのリスキリング支援にかかる費用は国からの支出を中心とすること。
- (3) 近年の最低賃金の大幅な引き上げに伴い顕在化した「年収の壁」の問題について、中小企業の労働力確保の妨げにならないよう根本的な支援策を講じること。
- (4) トラック運送業者における労働環境改善のため、モーダルシフトや中継輸送といった作業効率化と生産性向上を図るために物流DX推進に取り組む中小企業・小規模事業者の対策費用に対し支援策を講じること。

5. 2025大阪・関西万博への中小企業等の参画支援の強化

- (1) 中小企業等がパビリオン出展や催事などへ過度な負担なく参画できるよう、必要経費への補助等、支援策を講じること。
- (2) 中小企業等が万博と連携して実施する機運醸成イベントや会期中に実施する会場外イベント、万博を契機とした各地域への誘客の取り組み等に対する費用などの支援策を講じること。

中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案等のポイント（令和5年度補正・令和6年度当初予算案）

基本的な課題認識と対応の方向性

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者に対する価格転嫁対策や資金繰り支援、省力化投資支援等に万全を期す。
- さらに、GX/DX等といった産業構造転換の中、中小企業・小規模事業者の成長に向けた取組を予算・税等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、持続的な賃上げにつなげる。
- また、事業承継、社会課題解決、工業用水道の整備の支援等を通じて地域経済の活性化を図る。

中小企業対策費	令和5年度 1,090億円	令和6年度+令和5年度補正計上額 1,082億円+5,420億円
---------	------------------	-------------------------------------

1. 物価高、人手不足等の厳しい経営環境への対応

- 適切な価格転嫁が行われるよう、価格交渉促進月間等を通じた取引適正化の促進を強化する。また、資金繰り支援を通じて中小企業・小規模事業者の事業継続を強力に支援するとともに、経営者保証改革を進める。
- 目の前の需要を人手不足のためにとりこぼすことがないように、省力化投資を強力に支援し、持続的な賃上げに向けた環境整備を図る。

〈価格転嫁対策〉

当初 中小企業取引対策事業【28億円】+**補正**【8.3億円】

価格交渉促進月間（3月/9月）のフォローアップ調査に基づく企業名公表や、大臣名で経営トップへ「指導・助言」。下請Gメンを330名に増強し、取引実態の把握を強化。下請かけこみ寺での相談対応や、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上

〈資金繰り支援〉

当初 日本政策金融公庫補給金【147億円】 日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施

補正 中小企業等の資金繰り支援【680億円】（財務省計上分51億円含む）

金利引下げ、資本性劣後ローンの供給等の継続・運用見直し。処理水放出に伴い売上減少に直面した水産加工業者に対する支援等

補正 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【71億円】+**当初**【14億円】

新たな借換保証制度、経営者保証を徴求しない創業時の信用保証制度を創設。保証協会による中小企業等の経営支援を実施

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【146億円】+**補正**【52億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

〈省力化対策・賃上げ対策〉

補正 中小企業省力化投資補助制度【1,000億円】（既存基金の活用等を含め総額5,000億円規模。事業再構築補助事業を再編）

人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入への簡易で即効性ある支援を新設

補正 中堅・中小大規模成長投資補助金【1,000億円】※国庫債務負担含め3,000億円

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足等の課題に対応するために行う、工場等の拠点の新設、大規模な設備投資を促進

2. 環境変化に挑戦する中小企業・小規模事業者等の成長支援

- GX/DXを含む新たな産業構造への転換等に当たり、中小企業・小規模事業者等による生産性向上等に向けた設備投資を支援する。
- また、「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、新規輸出に挑戦する中小企業等を支援し、売上高100億円以上など飛躍的成長を目指す中小企業の振興を図る。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継引継ぎ補助金）

中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入（インボイス制度への対応支援含む）、販路開拓、事業承継等を支援

事業再構築補助金【既存基金の内数】

※これまで実施してきた、事業・業種転換等といった企業の思い切った事業再構築への支援は、執行面等での必要な見直しを行う前提で、実施

当初 中小企業海外展開総合支援事業【中小機構交付金の内数】

新規に海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者等による輸出（越境ECを含むブランディング・プロモーション等）を支援

当初 グリーントランスフォーメーション対応支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等によりカーボンニュートラルに向けた取組を支援

補正 省エネ診断【21億円】+**当初**【10億円】

省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイスする「省エネ診断」を、中小企業が安価で受けられるよう支援

補正 省エネ補助金【1,160億円】※国庫債務負担行為を含め2,325億円

工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などを、省エネ型設備へと更新することを支援。複数年の投資計画にも対応

当初 成長型中小企業等研究開発支援事業（GoTech事業）【128億円】

大学等と連携して行うものづくり基盤技術及び高度なサービスに関する研究開発を支援、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

当初 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】

専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

3. 事業承継、再編を通じた変革の推進

- 経営者の高齢化の進展が進む中、地域の経済と雇用の基盤を支えるため、事業承継の円滑化を強力に推進する。
- さらに、事業承継等を契機に変革に挑戦する企業の生産性向上・成長を支援する。

当初 後継者支援ネットワーク事業【4.4億円】

後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を生かした新規事業アイデアを競うイベント開催

当初 中小企業活性化・事業承継総合支援事業【146億円】+**補正**【52億円】(再掲)

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施

補正 事業承継・引継ぎ補助金(再掲) ※中小企業生産性革命推進事業の内数

補正 中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業【120億円】

中小機構の出資によりファンドを組成し、グループ化・事業再構築を通じた成長を目指す中小企業等に対し、リスクマネー供給、ハンズオン支援を実施

4. 伴走支援・経営支援の推進

- 多様な経営課題を抱える地域の中核企業や中小企業・小規模事業者等に対し、伴走・経営支援を推進するとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

当初 小規模事業者対策推進等事業【54億円】

中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援

補正 事業環境変化対応型支援事業【112億円】

商工会、商工会議所等や、よろず支援拠点の相談体制を強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口を設置

当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【35億円】

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備

当初 中小企業経営支援事業【中小機構交付金の内数】

成長志向企業の価値創出や中堅企業への成長に向け専門家による総合的な課題に対するハンズオン支援(伴走支援)を実施

当初 地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業【21億円】(再掲)

専門家・企業間のネットワーク構築や「地域の人事部」の取組を支援。人材活用ガイドラインの普及を通じ人材の戦略的な活用を促進。地域での即戦力DX人材を育成

5. 社会課題解決をはじめとした地域における取組への支援等

- 地域の社会課題解決に向けた取組や、地域の企業立地を支える工業用水道の整備、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓、災害復旧等の取組を支援する。

当初 地域の社会課題解決企業支援のためのエコシステム構築実証事業【6.0億円】

ソーシャルビジネスを支援する地域の関係者を中心としたエコシステムを構築するため社会課題解決事業モデルを実証する

当初 工業用水道事業費【20億円】+**補正**【16億円】

激甚化する災害への対応のための強靱化やデジタル技術活用による広域化・民間活用による施設の合理化や経営の最適化等を進める(半導体等の国家プロジェクトの生産拠点整備に際する関連インフラ整備の支援に向け、内閣府にて「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」を創設(補正))

当初 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】+**補正**【2.3億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者の販路開拓・生産性向上に向けた取組(災害復旧を含む)を支援

当初 中心市街地・商店街等診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

変革意欲のある商店街等の事業推進体制強化に向け、複数専門家による面的伴走支援等を行う

補正 なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和元年台風第19号等、令和3・4年福島県沖地震)等の継続措置【43億円】 被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、引き続き措置

税制改正事項

税 賃上げ促進税制(延長・拡充)

中小企業を対象に前例のない長期となる、5年間の税額控除の繰越措置を創設。さらに、教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、子育てとの両立支援、女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設し、適用期限を3年間延長。かつてない高い税額控除率(最大45%)を実現

税 中小企業事業再編投資損失準備金税制(延長・拡充)

成長意欲のある中堅・中小企業による複数回MA(グループ化)を集中的に後押しする観点も踏まえ、適用期限を3年間延長するとともに、抜本的に(準備金の積立割合を2回目のM&Aで90%、3回目以降で100%とし、据置期間を10年に)拡充

※外形標準課税(見直し)

外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ(資本金1億円以下)については、引き続き対象外となる形で見直し

税 交際費課税の特例(延長・拡充)

交際費を80万円まで全額損金算入を可能とする特例措置を3年間延長するとともに、交際費等から除外される飲食費に係る基準を1人あたり10,000円以下に拡充

税 法人版・個人版事業承継税制(延長)

中小企業の事業承継を後押しするため、贈与税・相続税を100%猶予を受けるために必要な特例承継計画の提出期限を2年間延長

税 少額減価償却資産の特例(延長)

中小企業による30万円未満の少額の減価償却資産の即時償却を可能とする特例措置を2年間延長

税 地域未来投資促進税制(拡充)

地域経済のけん引役として良質な雇用を生み出すことが期待される、成長志向の中堅企業が行う大規模国内投資を後押しするため、中堅企業枠を創設(税額控除率6%)

令和5年度

大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)

I. 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における経営、賃金、労働時間、労働条件等の実態を明確にし、中小企業団体中央会が実施する雇用・労働対策事業の推進に資する。

2. 調査実施方法

本会会員組合の組合員のうち、613事業所について、全国中央会の指定に従い調査アンケート用紙を郵送し事業協同組合等を通じて配布。

3. 調査の時点 令和5年7月1日

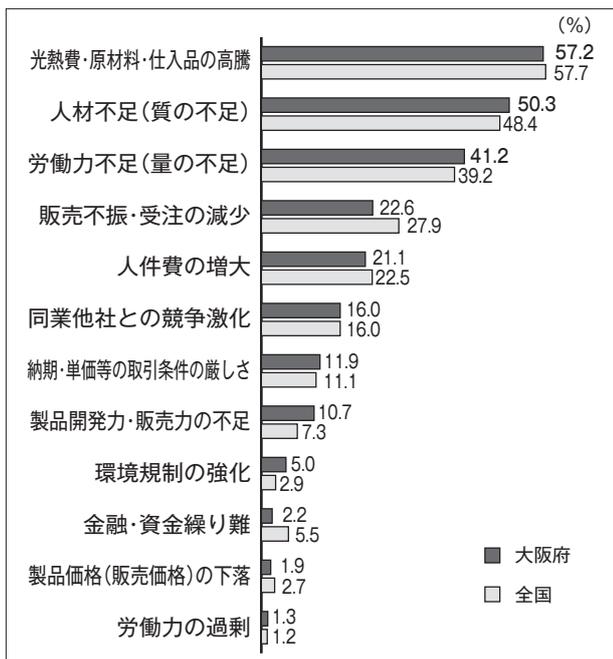
4. 回答事業所数 319事業所 (回答率52.0%)

II. 調査結果の概要

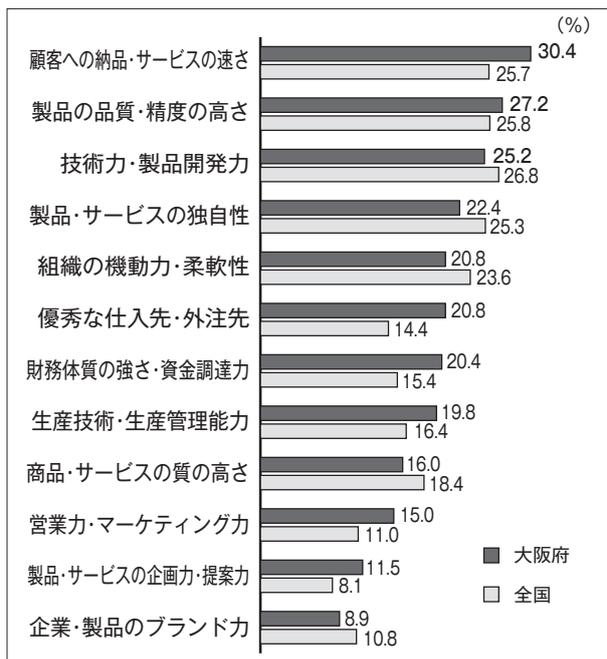
1. 経営について

◆経営上の障害については、全国・大阪ともにほぼ同様の傾向となっている。大阪府についてみると、経営上の障害となっていることとしては、「光熱費・原材料・仕入れ品の高騰」が57.2%で最も多い。次いで「人材不足(質の不足)」、「労働力不足(量の不足)」が多く、どちらもわずかに全国平均を上回っている。経営上の強みとしては、「顧客への納品・サービスの速さ」30.4%、「製品の質の高さ・精度の高さ」27.2%、「技術力・製品開発力」25.2%が上位となっている。

経営上の障害 (複数回答可)



経営上の強み (複数回答可)



2. 労働時間について

- ◆週所定労働時間は、「40時間」48.6%が最も多い。全国平均でも「40時間」が47.3%で最も多く、同様の傾向となっている。
- ◆事業所規模別で見ても、全ての規模で「40時間」が最も多い。製造業の業種別では、木材・木製品を除くすべての業種で「40時間」が最も多く、食料品で66.7%、化学工業で64.3%、繊維工業で56.5%となっている。
- ◆月平均残業時間は、大阪府計11.23時間で全国平均10.79時間をやや上回っている。製造業と非製造業を比べると、製造業で11.10時間、非製造業で11.39時間となっており、ほぼ同水準である。規模別で見ると、10~29人の事業所が12.88時間で最も長く、また業種別では窯業・土石18.85時間が最も長くなっている。

事業所規模・業種別の労働時間および残業時間

規 模・業 種		週所定労働時間 (%)				月平均 残業時間 (h)
		38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下	
全 国 平 均		16.3	25.0	47.3	10.4	10.79
大 阪 府 計		19.3	23.2	48.6	8.7	11.23
大阪府 事業所規模	1~9人	20.3	18.9	43.2	17.6	7.71
	10~29人	19.6	25.5	45.1	9.8	12.88
	30~99人	16.8	25.7	52.5	4.0	12.11
	100~300人	23.5	17.6	58.8	0.0	11.32
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	33.3	0.0	66.7	0.0	10.67
	織 維 工 業 製 造 業	17.4	21.7	56.5	4.3	11.22
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	13.3	33.3	26.7	26.7	11.33
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	22.2	16.7	44.4	16.7	13.03
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	16.7	25.0	50.0	8.3	18.85
	化 学 工 業	28.6	0.0	64.3	7.1	7.93
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業	13.7	29.4	51.0	3.9	11.82
	機 械 器 具 製 造 業	0.0	0.0	50.0	50.0	1.00
	そ の 他 の 製 造 業	21.6	29.7	48.6	0.0	8.00
計	18.3	24.0	49.7	7.4	11.10	
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業	0.0	50.0	50.0	0.0	2.50
	運 輸 業	20.0	0.0	80.0	0.0	16.67
	建 設 業	11.7	23.3	50.0	15.0	12.86
	卸 ・ 小 売 業	27.8	22.2	46.3	3.7	7.89
	サ ー ビ ス 業	33.3	20.0	26.7	20.0	17.86
計	20.6	22.1	47.1	10.3	11.39	

3. 年次有給休暇の平均取得日数

- ◆従業員1人当たりの平均取得日数は、9.35日となっており、全国平均9.50日と同水準となっている。
- ◆有給休暇取得日数は「5～10日未満」43.0%が最も多く、次に「10～15日未満」42.7%の順となっており、全体の8割以上を占めている。製造業では「10～15日未満」44.9%、「5～10日未満」37.1%の順となっているのに対し、非製造業では「5～10日未満」50.7%、「10～15日未満」39.7%の順となっている。
- ◆平均取得日数は、製造業では「窯業・土石」の11.69日が最大であり、非製造業では「運輸業」の10.67日が最大であった。

年次有給休暇の規模別・業種別平均取得日数

規 模・業 種		事業所の割合 (%)					従業員1人 当たりの平均 取得日数
		5日未満	5～10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20日以上	
全 国 平 均		5.6	42.8	39.5	9.7	2.4	9.50
大 阪 府 計		4.8	43.0	42.7	8.0	1.6	9.35
大阪府 事業所規模	1～9人	10.8	35.1	40.5	9.5	4.1	9.12
	10～29人	6.8	48.5	35.9	7.8	1.0	8.83
	30～99人	0.0	44.7	48.5	6.8	0.0	9.66
	100～300人	0.0	38.2	50.0	8.8	2.9	10.50
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	7.00
	織 維 工 業 製 造 業	4.3	43.5	43.5	8.7	0.0	9.09
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	13.3	46.7	26.7	6.7	6.7	8.40
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	10.5	47.4	31.6	10.5	0.0	9.37
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	7.7	0.0	69.2	15.4	7.7	11.69
	化 学 工 業	0.0	21.4	64.3	14.3	0.0	10.50
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業	5.8	34.6	51.9	7.7	0.0	9.52
	機 械 器 具 製 造 業	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	11.00
	そ の 他 の 製 造 業	5.4	43.2	35.1	16.2	0.0	9.57
	計	6.2	37.1	44.9	10.7	1.1	9.57
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業	2.9	50.7	39.7	4.4	2.2	9.06
	運 輸 業	0.0	16.7	83.3	0.0	0.0	10.67
	建 設 業	3.5	49.1	42.1	3.5	1.8	8.89
	卸 ・ 小 売 業	1.8	54.5	36.4	5.5	1.8	9.31
	サ ー ビ ス 業	6.3	50.0	31.3	6.3	6.3	8.63
	計	2.9	50.7	39.7	4.4	2.2	9.06

4. 新規学卒者の採用充足状況

- ◆技術系では、高校卒・専門学校卒において、大阪府計が全国平均を下回っている。一方、短大卒（高専含む）においては、技術系の充足率は100%である。
- ◆事務系では、全ての学校区分で大阪府計が全国平均を上回っている。

新規学卒者の採用充足率

		充足率 (%)		
		技術系	事務系	
高校卒	全国	51.3	72.7	
	大阪府	計	48.9	83.3
		製造業 計	46.6	87.5
		非製造業 計	53.3	50.0
専門学校卒	全国	72.0	83.8	
	大阪府	計	66.7	100.0
		製造業 計	81.8	100.0
		非製造業 計	53.8	0.0
短大卒 (含高専)	全国	57.2	74.1	
	大阪府	計	100.0	100.0
		製造業 計	100.0	100.0
		非製造業 計	0.0	0.0
大学卒	全国	68.1	77.7	
	大阪府	計	91.1	82.2
		製造業 計	88.0	90.9
		非製造業 計	95.0	58.3

5. 新規学卒者の初任給

- ◆技術系では、短大卒（含高専）を除くすべてにおいて、大阪府平均が全国平均を上回っている。特に高校卒では、全国平均を10,000円以上上回っている。
- ◆事務系では、専門学校卒を除くすべてにおいて、大阪府平均が全国平均を上回っている。

新規学卒者における初任給の比較

		初任給 (円)	
		技術系	事務系
高校卒	全国平均	176,751	171,043
	大阪府平均	187,883	179,038
専門学校卒	全国平均	189,510	184,877
	大阪府平均	190,707	180,000
短大卒 (含高専)	全国平均	189,836	184,348
	大阪府平均	186,100	186,000
大学卒	全国平均	206,881	204,152
	大阪府平均	207,819	212,535

調査・研究

6. 賃金改定実施状況

- ◆大阪府では賃金を「引き上げた」事業所（67.2%）が最も多く、全国平均58.1%を約9ポイント上回っている。一方、賃金を「引き下げた」事業所は0%であった。
- ◆事業所規模別でみると、賃金を引き上げた事業所が最も多いのは、製造業で「100～300人」の事業所90.9%で、非製造業は「10～29人」の事業所77.8%であった。

事業所別賃金改定の実施状況 (%)

事業所	改定内容	引上げた	引下げた	今年実施しない (凍結)	7月以降 引上げる予定	7月以降 引下げる予定	未定
全国		58.1	0.3	11.0	12.3	0.6	17.7
大阪府 計		67.2	0.0	9.1	10.4	0.6	12.6
製造業	1～9人	48.8	0.0	17.1	14.6	0.0	19.5
	10～29人	70.0	0.0	10.0	12.0	0.0	8.0
	30～99人	81.5	0.0	1.5	7.7	1.5	7.7
	100～300人	90.9	0.0	0.0	4.5	0.0	4.5
	計	71.9	0.0	7.3	10.1	0.6	10.1
非製造業	1～9人	30.6	0.0	27.8	11.1	0.0	30.6
	10～29人	77.8	0.0	5.6	7.4	0.0	9.3
	30～99人	68.4	0.0	5.3	15.8	2.6	7.9
	100～300人	54.5	0.0	9.1	9.1	0.0	27.3
	計	61.2	0.0	11.5	10.8	0.7	15.8

7. 賃金改定の内容

- ◆大阪府で「定期昇給」を実施した事業所は58.0%で最も多く、全国平均52.6%に比べて高くなっている。
- ◆業種別にみると、「定期昇給」「諸手当の改定」を実施する事業所の割合は、製造業が非製造業を上回っている。一方で、「基本給の引き上げ」を行った事業所割合は、非製造業が製造業を大きく上回っている。

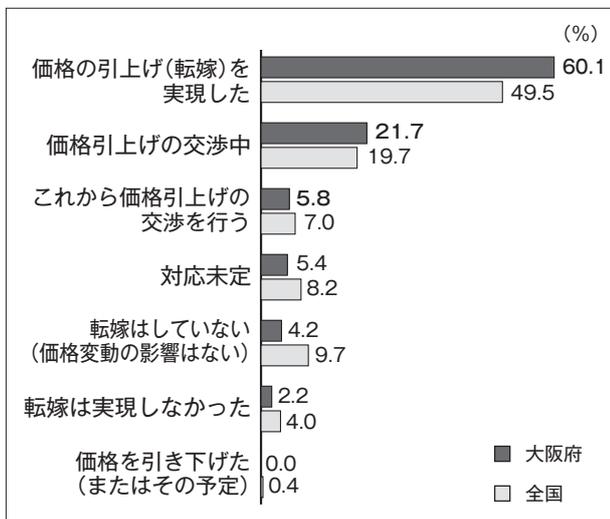
賃金改定の内容と事業所ごとの実施状況 (%)

事業所		改定内容	定期昇給	ベースアップ	基本給の引上げ (定期昇給制度のない事業所)	諸手当の改定	臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ
全 国			52.6	25.6	35.2	16.0	11.4
大阪府 計			58.0	29.4	31.0	18.8	13.9
製 造 業	1~9人		40.0	16.0	32.0	28.0	24.0
	10~29人		58.5	29.3	14.6	19.5	14.6
	30~99人		67.2	24.1	36.2	22.4	10.3
	100~300人		75.0	55.0	10.0	20.0	10.0
	計		61.1	28.5	25.7	22.2	13.9
非 製 造 業	1~9人		18.8	43.8	50.0	6.3	25.0
	10~29人		39.1	26.1	52.2	6.5	15.2
	30~99人		87.5	34.4	15.6	28.1	9.4
	100~300人		71.4	14.3	28.6	14.3	0.0
	計		53.5	30.7	38.6	13.9	13.9

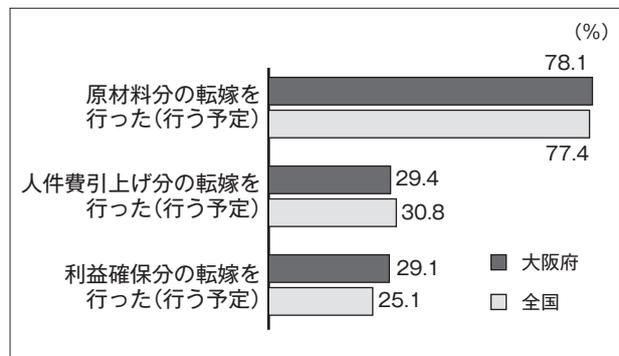
8. 原材料、人件費（賃金等）アップ等

- ◆大阪府では、「価格の引き上げ（転嫁）を実現した」と回答した企業が突出して多く（60.1%）、全国平均を11ポイントほど上回った。
- ◆費用高騰に伴う価格への転嫁の内容に注目すると、「原材料分の転嫁を行った（行う予定）」と答えた企業が最も多く（78.1%）、全国平（77.4%）とほぼ同水準であった。

原材料費、人件費等の増加による
販売・受注価格への転嫁状況 (%)



原材料、人件費、利益を含めた販売価格への
転嫁の内容 (%) (複数回答可)



大阪府委託事業 「中小企業組合運営指導事業」 Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必要な知識の習得を目的としてWeb研修会を開催します。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士等を講師として、組合運営における課題とその対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。

1. 配信期間 令和5年10月26日(木)～令和6年2月15日(木)
2. 詳細・申込方法 大阪府中央会のホームページより申込書を印刷して、FAX又はメールにてお申し込みください。
3. 内 容 下記参照

配信期間	内 容	予定講師
10月26日(木) ～2月15日(木)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月2日(木) ～2月15日(木)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏
11月8日(水) ～2月15日(木)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会(総代会)の運営	理事会、総会(総代会)の適正な運営のために必要な知識を習得する。 講師/大阪府中央会主事 深尾 文恵 氏
11月10日(金) ～2月15日(木)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。 講師/大阪府中央会課長補佐 塩見 和哉 氏
11月16日(木) ～2月15日(木)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。 講師/大阪府中央会課長補佐 向井 保夫 氏
11月21日(火) ～2月15日(木)	【組合運営・事業活性化①】 ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画(BCP)についての知識を習得する。 講師/中小企業診断士 福島 康徳 氏
11月24日(金) ～2月15日(木)	【組合運営・事業活性化②】 ・組合におけるデジタル化について	組合におけるデジタル化についての知識を習得する。 講師/(公財)関西文化学術研究都市推進機構 コーディネーター 辻野 一郎 氏
11月30日(木) ～2月15日(木)	【組合会計 1】 ・組合固有の財産目録、貸借対照表、損益計算書、組合の決算書書式等について	組合特有の書式について知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月5日(火) ～2月15日(木)	【組合会計 2】 ・特別賦課金、事業分量配当・出資配当、組合固有の勘定科目の処理等について	組合固有の勘定科目についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月8日(金) ～2月15日(木)	【組合決算 1】 ・決算と総会までの流れ総会までの手順、決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月12日(火) ～2月15日(木)	【組合決算 2】 ・剰余金処分案・損失処理案、事業報告書、監査・会計管理等について	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月15日(金) ～2月15日(木)	【組合税務 1】 ・普通法人と協同組合税務の違い、法人税等の減免措置、非出資組合の税務、賦課金にかかる消費税等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月19日(火) ～2月15日(木)	【組合税務 2】 ・インボイス登録事業者における消費税の経理処理等及び「電子取引データの保存」について	消費税の経理処理の仕方等及び令和6年1月から「強制適用」される「電子取引データの保存」に係る知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏

お申込み・
お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 (川崎・和田)
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
TEL(06)6947-4372 FAX (06)6947-4374 tyuukai-lesson@maido.or.jp

組合等
事業向上
支援事業
関連情報

令和5年秋の叙勲・褒章受章者

大阪府中小企業団体中央会の会員組合の理事長等が叙勲・褒章を受章されました。
(順不同・敬称略)

叙勲受章者



旭日双光章
池田 伸一

大阪府鍍金工業組合
元理事長



旭日双光章
千田 忠司

大阪府商店街振興組合連合会
理事長



瑞宝双光章
谷本 義勝

大阪府板金工業組合
副理事長



瑞宝双光章
中山 行男

大阪府自転車軽自動車商業
協同組合 理事長



旭日単光章
吉賀 文雄

ナニワ紙加工協同組合
理事



旭日双光章
岡本 征夫

近畿建設躯体工業協同組合
理事



旭日双光章
森下 富雄

協同組合
関西ファッション連合
元理事長



旭日単光章
西仲 健治

大阪中小商工業経営協同組合
理事



旭日小綬章
松本 圭一

大阪・奈良税理士協同組合
前理事長

褒章受章者



黄綬褒章
實松 幹次郎

近畿マスチック事業協同組合
前理事長



黄綬褒章
中西 秀起

大阪酒販協同組合
副理事長



黄綬褒章
鈴木 房子

大阪和服裁縫協同組合
副理事長



黄綬褒章
渡辺 睦翁

近畿建設躯体工業協同組合
副理事長



黄綬褒章
石原 健次

大阪・奈良税理士協同組合
元副理事長



藍綬褒章
尾池 行郎

大阪タオル卸商業組合
理事長

受章者のみなさま
おめでとうございます

2024年問題の背景と対応について



中小企業診断士 田宮 一昭
(一般社団法人大阪中小企業診断士会)

皆様、あけましておめでとうございます。いよいよ2024年が始まりますが、昨年来「2024年問題」という言葉が、世間を賑わせていました。2024年問題とは、一体何なのか、その背景には何があるのか、そしてどう対応していけばよいのかを、貨物運送関連にフォーカスして本コラムでは解説していきます。

1. 2024年問題とは何か

2019年に働き方改革法案と呼ばれる労働基準法の改正が行われ、時間外労働の罰則付き上限設定が始まりました。しかしながら、自動車運転職（ドライバー）、建設業従事者、医師の3業種については、その実施を猶予されました。その期限が2024年4月ですので、2024年問題と呼ばれています。

なぜ、猶予されたかという点、当該業界では、上限を超える時間外労働が常態化しており、他業種と同時に実施すると混乱が生じるため、その準備に5年間を与えることが相当だと判断されたからです。

では、2024年になるとどのようなことが危惧されているのかという点、「モノが運べなくなる」「輸送のリードタイムが長くなる」「運賃が高騰する」といったようなことが言われています。これは大変だということで、「2024年問題」と問題視されているのです。

既に、バス運転手の不足により、バス路線の廃止が相次いでいます。これと同じことがトラックでも起これば、社会に大きな影響を与えることとなります。

2. 2024年問題の背景

そもそも、なぜドライバーの時間外労働の制限が猶予されたのか、また、その他の職種では720時間である上限が、なぜドライバーは960時間なのかについて、疑問が生まれるかと思えます。その理由は以下の通りです。

①労働時間が計画通りにならない

バスやタクシーのドライバーでは、比較的労働時間は計画通りになりやすいですが、トラックの運転手の場合、集荷先や配達先で待たされたり、休憩しようとしたサービスエリアが満杯で停まらなかったりといった、予測不能な出来事が起こりやすく、労働時間が当初の計画通りにならないという傾向があります。

②時間外手当が無ければ生活できない

トラックドライバーの賃金は、他業種の平均から見ると2割程度安くなっています。時間単価に直すと、地域別の最低賃金に近いレベルであることは珍しくありません。そのため、非常に長時間の時間外手当がベースとなっており、これを削減することにより、一層のドライバー離れが進行する恐れがあります。

③ジャストインタイムで縛られる運行

トヨタのカンバン方式のように、メーカーや商社の在庫を減らすために、ジャストインタイムが当たり前になっています。これを成立させているのが、ドライバーの過酷な労働です。配達時間に遅れると、買い手から売り手にペナルティが課されることもあり、長距離輸送の場合、ドライバーは、予定の1時間も2時間も前に到着するような運行計画を組まざるを得ません。大阪から東京まで8時間運転し、3時間や4時間の仮眠で配達をするというような、大変厳しい環境下でドライバーは働いています。

④そして、何よりも大きな問題は、上記のような過酷な労働条件下に置かれているため、ドライバーの絶対数が足りないということがあります。ドライバーの有効求人倍率は3倍程度で、ほとんどの運送事業者で人手不足となっています。そのため、在籍するドライバーの時間外労働に頼らざるを得なくなっています。

3. 2024年問題により予想される変化とその対応

トラック運送事業では、長距離輸送が特に大きな影響を受けると言われています。宅配便の翌日午前中配達エリアが縮小されているのは、このためです。貸し切りの運行でも、これまでの時間が維持できない可能性があります。

次に、運賃の値上がりです。既に宅配便の料金は値上げされています。貸し切り運行でも、業者からの値上げ依頼が増加しています。また、ドライバー不足により、不採算の取引から撤退する事業者も増えると予想されます。この場合、新たな事業者を探すと、これまでよりも高い運賃で契約せざるを得ないことが、ほとんどだと推察されます。

では、このような事態にどう対応すればよいのでしょうか。

2019年以降に、小職が関わった会社で偶然にも同じスローガン掲げている2社がありました。それは、「ドライバーに優しい会社になろう」というものです。1社は食品卸売業者もう1社は食品メーカーの物流子会社です。両社ともドライバーの自社倉庫内での滞留時間を削減しようと努力しています。システム投資や、ドライバーにさせていた作業の自社内消化等、費用を惜しまずに進めたところ、自社の倉庫内作業員の残業時間も削減できました。過去から何の疑問も無く行ってきた非効率な作業の見直しにもつながったのです。

両者ともに、過去に必要なトラックが集まらないといった苦い経験をしています。2024年以降には、多くの会社で同じ思いをすることが予想されます。

値上がりするであろう運賃を前提とした価格転嫁を押し進めながら、同時に「どうしたらドライバーに優しくなれるのか」を考えることが、この社会問題を解決する糸口になるのではないかと考えています。

大阪府中央会では、中小企業組合等が実施するさまざまな施策への支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

2024年問題が企業に与える影響



社会保険労務士 澤田 敏仁
(大阪府社会保険労務士会副会長)

このところバス路線廃止のニュースをよく目にされないでしょうか？私は普段バスに乗ることはほとんどないのですが、日常の足として利用されている方にとっては大きな影響があるだろうと察します。2024年4月1日からこれまで猶予されていたバスやトラックなど自動車運転手の時間外労働の上限規制が始まります。特にいわゆる「2024年問題」は企業に大きな影響を与えていると言われています。どのような影響があるのでしょうか、一緒に見ていきましょう。

1. そもそも「2024年問題」とは

「2024年問題」の始まりは「働き方改革関連法」の時間外労働の上限規制にさかのぼります。労働基準法の改正により、2019年4月1日から規制が施行されました。（中小企業は1年後の2020年からの施行です。）しかしその中で、業務の特性や取引慣行などからバス、タクシー、トラックなどの自動車運転者、建設事業、医師については適用が5年間猶予されることになりました。そして5年後となる2024年4月1日より適用されるわけですが、特に物流業界については様々な問題が生じることが予想されており、このことが「2024年問題」と呼ばれています。

2. 物流業界にどんな変化が起こるのか

トラック等の運転手にも2024年4月から時間外労働の上限規制が適用されますが、45時間超の時間外労働は年6月（6回）まで、単月の上限は100時間未満、複数月の上限は80時間未満という部分については適用されず、年間の上限も960時間（一般労働者は720時間）となっており、業界や業務の特性に配慮された内容になっています。

また、これらの上限規制の他にタクシー・ハイヤー、トラック、バスそれぞれの運転手の改善基準告示という基準があり、こちらも上限規制の施行と同じ2024年4月から改正・適用となります。それぞれの細かい説明は控えますが、トラック運転手については、1年の拘束時間が3,516時間から原則3,300時間（最大3,400時間）、1ヵ月の拘束時間が原則293時間（最大320時間）から原則284時間（最大310時間）、1日の休息時間は継続8時間から継続11時間以上与えるように努め、継続9時間を下回らない、とそれぞれ厳しい制限に改正されます。参考までに拘束時間とは運転・整備、荷扱いなどの労働時間、荷待ち等の手待ち時間と仮眠時間を含む休憩時間の合計を言います。労働基準法には拘束時間という概念がないのですが、長時間の拘束になりがちな自動車運転手独特の内容だと言えるでしょう。

まとめますと、トラック運転手1人当たりにも働いてもらえる時間は減少します。さらにトラック運転手等の貨物自動車運転手の有効求人倍率は、2023年4月時点で全職業の平均1.13倍を大きく上回る2.11倍で、慢性的に人手不足であることも大きな課題です。

3. 一般企業への影響

これらの改正によって荷主や荷受人となる一般企業にはどんな影響があるのでしょうか。製造業や卸売・小売業など商品を取り扱う企業はもちろんのことですが、サービス業においても備品や消耗品等の購入の必要等があり、物流はほとんどすべての企業に関わりがあると言えるでしょう。国の「持続可能な物流の実現に向けた検討会」では、2024年問題に対して何も対策を行わなかった場合には、営業用トラックの輸送能力が2024年には14.2%さらに

2030年には34.1%不足する可能性がある試算されています。このように輸送能力が減少しますと、必要なときに必要なものが届かない可能性が出てきたり、場合によっては輸送を断られるケースも出てくるかもしれません。

これまで築き上げられたサプライチェーン（生産者から消費者までの生産・物流プロセス）を維持していくことが困難になってくる可能性もあります。急な生産スケジュールの見直しなどで生産や出荷の順番を変更し、緊急出荷や納品要請をしていたものが、更なる物流の混乱を招き、大きな混乱を引き起こすことも大いに考えられます。

加えてトラック運転手の確保や効率化のために設備の増強や高速道路の使用増加等により運賃等の値上げが見込まれます。

4. 2024年問題に向けて対応すべきこと

2024年問題に対しては物流事業者単独では取り組みにも限界があり、荷主・荷受企業とともに連携して取り組んでいく必要があります。荷主・荷受企業は次の手順で物流の適正化・生産性の向上に取り組んでいく必要がでてきます。

- ①荷待ち時間、荷受作業にかかる時間の把握…まずは荷積みや荷下ろしにかかる時間の把握からスタートです。作業工程や待ち時間が可視化できれば、次のステップです。
- ②物流責任者の選定…物流の適正化や生産性向上に向け、販売部門や調達部門など他部門との交渉や調整を行う責任者を選定します。ここでは、出荷情報を事前に提供するための手段や混雑時を避けた出荷・納品のための曜日や時間の調整、発送量の平準化、納品までのリードタイムの見直しなどを検討していきます。
- ③物流の改善提案と協力…検討した事項は企業単独でできることばかりではありません。荷主・荷受企業の現状をもとに物流事業者と協力して改善策をまとめていきます。その中で、予約受付システムの導入、パレットなど資機材の導入、高速道路の利用、安全対策などを見直していきます。

さらに多くの企業が連携し、物流システムやパレットなどの資機材を標準化する、輸送方法・輸送場所の変更による輸送距離の短縮する、共同輸配送の推進による積載率の向上を図るなどができるれば、なお生産性が高まります。

その他に一部をトラックから鉄道や船舶輸送に切り替えることや、将来に向け出荷・入荷のための施設の改善についても考えていきたいことです。

4. まとめ

2024年“問題”と言われていますが、そもそもの問題はトラック運転手の過重労働にさらされやすい、ということにあります。もしも労働環境が改善されなかった場合、離職等によって担い手が減り、さらに労働環境が悪化していくという悪循環に陥り、より大きな“問題”に発展するでしょう。今回の労働基準法や改善基準告示の改正は、物流事業者だけでなく、多くの企業や消費者にとって円安や人件費の上昇、原材料費の高騰などに加えて負担になりますが、日本の物流を維持し、経済を発展させていくためには避けられない改正であると理解し対応していく必要があります。

最後に、自動車運転手以外の建設業や医師の時間外労働の上限規制も、工期が長くなる、これまでのような医療サービスが受けられなくなるなど様々な影響が考えられます。これらについては、また機会があればお伝えしていければと思います。

大阪府中央会では労務に関する支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

税制改正のプロセスと「令和6年度税制改正」の動き



税理士 坂本 幹雄
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

1 税制改正のプロセスについて

税制は経済社会の変化に十分対応できるよう、その仕組みについて見直すとともに絶えずそのあり方を検討する必要があります。そこで、各種団体の税制改正要望等を踏まえつつ、予算編成作業と並行して、税制改正の作業が行われています。それでは具体的な内容を時系列にみていきます。

○8月頃：各省庁から税制改正要望が提出

各省庁は、業界団体や税理士会等からの税制改正要望案を取りまとめ、財務省（国税）と総務省（地方税）に提出します。

また、「政府の経済対策」からも税制改正の動きを見ることもできますので、その一部を紹介します。

令和5年11月2日、政府は「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定しました。

この経済対策に令和6年度税制改正に関連する事項が含まれています。

第1の柱：物価高から国民生活を守る

デフレ脱却の一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の定額減税が盛り込まれた。今回の措置では、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行い、源泉徴収義務者の事務負担に配慮し、令和6年6月からの開始とされています。

第2の柱：地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方を実現する

2024年以降も賃上げの流れを継続するため、中小企業等に対して賃上げ促進税制の検討、価格転嫁対策、省人化・省力化投資の支援等を行うこととされています。

賃上げ促進税制に関しては、中小企業等について、赤字法人においても賃上げを促進するための繰越控除制度を創設するとともに、措置の期限の在り方等を検討することとされ、さらに、後継者不在の中小企業等に対し、事業承継税制について、特例承継計画の提出期限の延長等を行う。

第3の柱：成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

国内投資の拡大を支援するため、人的資本の高度化や供給力の強化を図る観点から、社会課題への対応を成長のエンジンへと転換し、経済社会の持続可能性を高める投資を拡大させるとともに、研究開発投資を通じてイノベーションを促進することとされ、それらを対象として生産量等に応じて新たに減税を行う「戦略分野国内生産促進税制（仮称）」を創設することとされています。

○9～10月頃：政府税制調査会の議論

政府税制調査会は内閣総理大臣の諮問機関で、「税制のあり方」について議論します。

○11～12月頃：与党税制調査会の議論

与党税制調査会は、自民党と公明党の税制調査会のことで、ここでの議論を経て、「税制改正大綱」へと絞り込みを行います。

○12月中旬：与党税制改正大綱を発表

「税制改正大綱」は法案の原案となる重要なものです。大綱には法案の具体的な内容が記されており、大綱を見ればおおよその税制改正の内容が分かるといわれています。

○12月下旬：政府税制改正の大綱を発表

税制改正大綱をベースに、財務省と総務省が「政府の税制改正大綱」と「地方税制改正案の概要」を取りまとめます。与党と政府の大綱の違いは「税収の影響額を記載」されている点です。

○2月頃：税制改正法律案を国会に提出

政府が税制改正法案を通常国会に提出し衆議院・参議院の順で審議と採択が行われます。

○3月頃に税制改正法案の可決、4月に改正税法が施行

3月下旬までに税制改正法案は国会で可決・成立し公布となります。

2 令和6年度税制改正大綱が12月14日発表：賃上げ税制の拡充等

- 賃上げ税制は、基準を超える賃上げを行った企業に対し、法人税の納税額から一定額を控除する制度
- 大企業は要件が厳しくなるが、資本金1億円超、従業員2,000人以下の「中堅企業」に対しては、従来の賃上げ要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する方針
- 赤字決算で賃上げ促進税制の恩恵を受けられていなかった中小企業を主な対象に、繰越控除制度を新設。当期の税額から控除できなかった分を5年間繰り越すことが可能に

賃上げ税制一覧表						
	賃上げ率	控除率(現在)	控除率(新)	教育訓練費	女性・子育て ※新設	合計控除率
大企業	3%以上	15%	10%	+5%	+5%	20%
	4%以上	25%	15%			25%
	5%以上	25%	20%			30%
	7%以上	25%	25%			35%
中 堅	3%以上	15%	10%	+5%	+5%	20%
	4%以上	25%	25%			35%
中 小	1.5%以上	15%	15%	+10%	+5%	30%
	2.5%以上	30%	30%			45%

引用：NHK「令和6年度 税制改正 暮らし どう変わる？」

○その他大綱のポイント

- 【交際費】損金不算入となる交際費等の範囲外にできる飲食費の上限が、1人あたり5,000円以下から10,000円以下に引き上げに
- 【インボイス制度】自販機特例において帳簿への住所等の記載が不要に
- 【電子帳簿保存法】今回の改正に具体的な項目は盛り込まれず
- 【M&A】複数回のM&Aを実施する場合に、積立率を70%から最大100%に拡充し、据置期間を5年から10年に延長

3 令和6年度税制改正セミナーのお知らせ

税制改正大綱を解説 日時：令和6年1月22日(月) 15:00～

会場：シティプラザ大阪（4階 海の間）※オンラインにて同時開催予定

「令和6年度税制改正大綱を解説」セミナーで、12月中旬に与党より公表予定の「令和6年度税制改正大綱」の重要項目を紹介するとともに制度の趣旨や留意点等について解説します。

お問い合わせ先：大阪府中小企業団体中央会 総務部 TEL (06) 6947-4370

大阪府中央会では税制に関する支援を行っています

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

組合が行う変更登記

1. 出資の総口数及び払込済出資総額の変更登記について

事業年度中に出資金の増加又は減少があったときは、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては4週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。
添付書類として「監事の証明書」が必要です。

2. 代表理事の変更登記について

役員の変更による「代表理事」の変更登記については、次の点にご留意下さい。

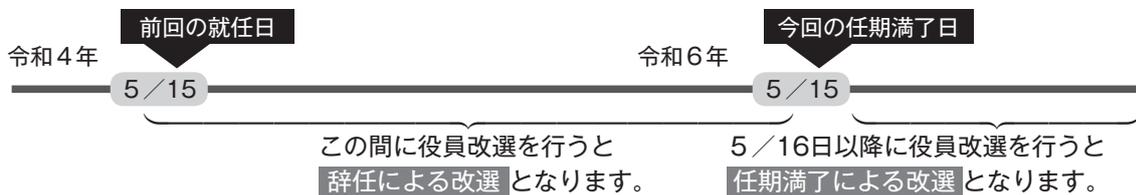
任期満了又は辞任等で代表理事（理事長）に変更があった場合は、就任後、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、所轄の法務局へ変更登記申請をしなければなりません。代表理事が再選された場合であっても変更登記が必要です。変更登記を怠った場合は、過料制裁が発生しますのでご注意ください。

添付書類は、以下のとおりとなります。

- ①総会の議事録
- ②理事会の議事録
- ③理事会議事録には、出席した理事並びに監事の実印の押印と個人の印鑑証明書が必要です。ただし、当該議事録に変更前の代表理事が記名押印し、その者が代表理事に就任の際に、法務局に届出ている印鑑と同一のものが押されているときは、印鑑証明書の添付は不要です。（法規9、商規82）
- ④定款の抜粋
- ⑤代表理事の就任承諾書
- ⑥辞任届（代表理事が辞任によって変更した場合は組合の実印の押印が必要です）
- ⑦委任状（変更登記を代理人が申請する場合は必要です）

※役員（理事・監事）の任期が辞任か任期満了かの区別について

【例】 定款上、役員（理事・監事）の任期が2年と規定されていて、2年前の5月15日に役員に就任している場合。



【総会議事録例】

第〇号議案 理事及び監事の選任の件

議長は、本組合の令和4年5月15日就任の理事及び監事及び監事全員が令和6年5月〇日任期満了につき、（又は辞任の申し出があり）その改選を行いたい旨を述べその方法を議場に諮ったところ…。

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

令和5年度 小企業者組織化特別講習会を開催！

大阪府中小企業団体中央会では、去る11月15日（水）、「中小企業の生成AI活用法」をテーマに、株式会社 エムティブレイン 代表取締役 中小企業診断士 山口透氏をお招きし、講習会を開催致しました。

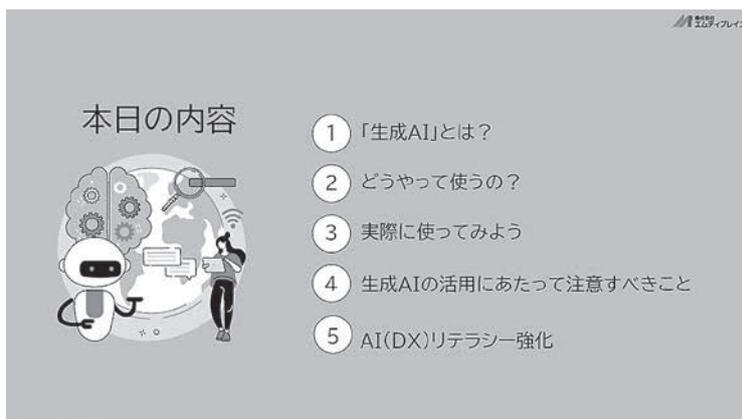
生成AIは、大量のデータを学習して言葉を理解するモデルを作り、ユーザーからの質問に対して関連する答えを生成するシステムで、昨今大きな話題となっています。ChatGPTをはじめ、Bing、Bard、DALL-Eなど多くの種類の生成AIが開発されており、日本の企業もその開発に取り組んでいます。また企業や行政をはじめ、多くの人々がその利用によって、日常業務の効率化や新たな活用法による事業の活性化などに期待が高まっています。

この講習会では、生成AIに関する一般的な知識と合わせて、その活用方法について、中小企業組合に直接役に立つ項目に絞って説明していただきました。その一例を挙げますと、議事録の作成では、日時や場所、議事内容等を雑然と情報を与えても、形式を指定すれば、整然とした議事録を作成することができます。また外国人の受入事業を行う組合向けに、教材やテキストの日本語データを与えれば、ベトナム語やインドネシア語に正確に翻訳することができ、組合特有の活用方法があることを確認しました。

最後に中小企業が生成AIを活用する際には、生成AIに対して適切な情報を与え、上手な質問の仕方を心がけること、日進月歩で進歩するAIをはじめとしたデジタル技術を常日頃からアップデートし続けることが重要であり、これらを踏まえた上で効果的に導入することが求められると説明され、今回の講習会を締め括られました。



当日資料（一部抜粋）



大阪ヘルスケアパビリオン 展示スケジュールが決定！

大阪府中央会も出展する「展示・出展ゾーン」の展示スケジュールが決定しました。当会の出展期間は【第14週 7月15日(火)～7月21日(月)】です。

当ゾーンは26の展示企画が毎週入れ替わるため、毎週異なる大阪の中小企業・スタートアップによる様々なテーマの展示をお楽しみいただけます。
※展示スケジュールは、今後変更される可能性があります。

大阪ヘルスケアパビリオン「展示・出展ゾーン」展示スケジュール※敬称略

日程	展示企画(リポーンチャレンジ名称)	展示企画者	日程	展示企画(リポーンチャレンジ名称)	展示企画者
第1週 2025年 4月13日(日)～ 4月20日(日)	Resona Mirai Color ～春～ パーソナルデータに基づく健康 へのアプローチ	株式会社りそな銀行 (共同:株式会社埼玉 りそな銀行、株式会 社関西みらい銀行、株式会 社みなと銀行)	第14週 7月15日(火)～ 7月21日(月)	パワースポット IN OSAKA 中小カンパニー	大阪府中小企業 団体中央会
第2週 4月21日(月)～ 4月28日(月)	Resona Mirai Color ～夏～ 新しいエネルギーシステムや環境配 慮商品によるサステナブルな未来	社関西みらい銀行、株式会 社みなと銀行	第15週 7月22日(火)～ 7月28日(月)	観光の新規事業の実験場 ～観光産業から、関西を元気に～	一般社団法人関西 イノベーション センター (MUIC Kansai)
第3週 4月29日(火)～ 5月5日(月)	ウェルネスを実現するテクノロジ ーと空間 ～カラダ(フィジカル)の健康 と美容を実現するオフィス～	大阪商工会議所	第16週 7月29日(火)～ 8月4日(月)	みんなで創るミライ社会 「認める。活かす。高めあう。」	株式会社 三菱UFJ銀行
第4週 5月6日(火)～ 5月12日(月)	ウェルネスを実現する テクノロジーと空間 ～ココロとアタマの 健康を目指したオフィス～	大阪商工会議所	第17週 8月5日(火)～ 8月11日(月)	Academia × REBORN ～学理と実際との調和～	関西大学
第5週 5月13日(火)～ 5月19日(月)	Rethink まちからはじまる、 脱炭素への取り組み まちと社会、これからの暮らし	大阪商工信用金庫	第18週 8月12日(火)～ 8月18日(月)	Series A; セレクション ～輝く未来社会の創り手 ここにあり～	大阪商工会議所
第6週 5月20日(火)～ 5月26日(月)	大阪発!ワクワクする未来の暮らし ～世界一おもしろい都市を めざして～	株式会社 池田泉州銀行	第19週 8月19日(火)～ 8月25日(月)	バイオプラスチックでREBORN	一般社団法人西日 本プラスチック製品 工業協会
第7週 5月27日(火)～ 6月2日(月)	共に創ろう、 ヒトとモノとデジタルの未来 ～デジタル技術で変わる、 大阪のモノづくり～	株式会社 池田泉州銀行	第20週 8月26日(火)～ 9月1日(月)	少し先の未来生活を支える 「縁の下 (E-N-NO-SHI-TA)」 ものづくり企業たち	地方独立行政法人 大阪産業技術研究 所
第8週 6月3日(火)～ 6月9日(月)	みんなで描こう、 誰もが暮らしやすい社会 ～未来の生き方・働き方～	大阪シテイ 信用金庫	第21週 9月2日(火)～ 9月8日(月)	Resona Mirai Color ～秋～ 日本の伝統産業や食文化、 ものづくりの根底にある デザイン・アート	株式会社りそな銀行 (共同:株式会社埼玉 りそな銀行、株式会 社関西みらい銀行、 株式会社みなと銀行)
第9週 6月10日(火)～ 6月16日(月)	未来の生活スタイル ～スマートルーム～	大阪シテイ 信用金庫	第22週 9月9日(火)～ 9月15日(月)	Resona Mirai Color ～冬～ ものづくりの力と未来を感じさ せる最新技術の融合からわくわ くする時代への思いを馳せる	株式会社りそな銀行 (共同:株式会社埼玉 りそな銀行、株式会 社関西みらい銀行、 株式会社みなと銀行)
第10週 6月17日(火)～ 6月23日(月)	みんなで考える 未来の街プロジェクト	大阪シテイ 信用金庫	第23週 9月16日(火)～ 9月22日(月)	まちこうばのエンターテイメン ト! ～みせるばやおモデル～	八尾市
第11週 6月24日(火)～ 6月30日(月)	MOBIO大阪パビリオン展示 No/BORDER 国境・垣根・時代・ カベを越える技術展	公益財団法人 大阪産業局	第24週 9月23日(火)～ 9月29日(月)	サステナブルに基づく繊維・ ファッション産業の 未来共創プロジェクト	大阪商工会議所 (共同:協同組合関西 ファッション連合)
第12週 7月1日(火)～ 7月7日(月)	明日が楽しくなる町「スマート ヘルスケアタウン」プロジェクト	公益財団法人 大阪産業局	第25週 9月30日(火)～ 10月6日(月)	幸福寿命の実現を目指して	一般社団法人大阪 府経営合理化協会
第13週 7月8日(火)～ 7月14日(月)	カーボンニュートラル トレジャーハント ～便利な未来を支える技術たち～	大阪商工会議所	第26週 10月7日(火) ～10月13日(月)	身近な課題や世界のお困りごと を大阪の町工場が解決します!	大阪商工会議所 (共同:大阪信用金庫)

●万博のチケット購入 2023年11月30日より前売り券の販売がスタートしています。

詳細はこちら <https://www.expo2025.or.jp/tickets-index/>



大阪府中央会 万博関連情報はこちらからご確認いただけます!
<https://www.maido.or.jp/chuokaiannai/jisshijigyo-nav/expo/>



謹賀新年

限りある資源、無駄を
なくして地球を守ろう！

私たちも『資源循環型社会』
形成推進に参加しています。

関西リサイクル環境事業協同組合

代表理事 小 山 賢 司

事務長 宮 地 恭 平

〒597-0093 大阪府貝塚市二色中町9番7号

電 話 (072) 431-0501

F A X (072) 432-1010

E-mail : kansairecycle@oboe.ocn.ne.jp

謹賀新年

今一番の課題を
解決するために

大阪医療介護協同組合

代表理事 竹島 点美

〒546-0003 大阪府大阪市東住吉区今川4丁目

5-9-303号

電話 (06) 6693-8885

FAX (06) 6693-8886

URL <http://osakacare.or.jp>

E-mail : info@osakacare.or.jp

謹賀新年

本開催より従来の展示会名称
「大阪ミシンショー」を改め
「ASM OSAKA」(アスモオオサカ)
Apparel & Sewing Machine promotion
と名称変更いたしました



大阪府ミシン商業協同組合

理事長 大町 敏之

〒537-0022 大阪市東成区中本5丁目26番5号 睦ミシン(株)内

電話 (06) 6743-6480

FAX (06) 7632-3397

URL <http://asm-osaka.com>

E-mail: info@omsk.gr.jp



ASCOT 明日の情報システムを創造する

株式会社アスコット

代表取締役会長 森井 義雄

代表取締役社長 吉村 紳一



中小企業IT経営力大賞
商務情報政策局長賞



ISO 27001:2013 認証取得

■本 社 〒540-0021 大阪府中央区大手通1-4-10 大手前フタバビル6F

TEL (06) 6944-9211 FAX (06) 6944-3233

URL <https://www.ascot.co.jp/ascot/>

E-mail: ascot@ascot.co.jp



謹賀新年

to the next stage

貴方の技術を活かせる次のステージへ



KANSAI C.E.A.

経済産業省 認可第517号

関西コンピュータ技術協同組合

代表理事 角谷 幸夫

理事 藤井 広樹

理事 高市啓二郎

監事 米原 眞和

〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階

電話 (06) 6263-6613

FAX (06) 6263-6614

URL <https://www.kansai-cea.or.jp/>

<営業地区> 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、三重県、和歌山県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県の区域

<事業内容>

- ・組合員の行うソフトウェア開発の共同受注
- ・組合員のためにする共同宣伝
- ・組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ・組合員の福利厚生に関する事業
- ・前各号の事業に附帯する事業

安心と信頼のあと施工アンカー

当組合は、より安全で信頼のおける確かな技術者の育成を目指し、「あと施工アンカー施工技術士」の資格認定試験を実施しています。

あと施工アンカー工事協同組合

代表理事 畑 茂 貴

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目7番4号 四ツ橋永八ビル

電話 (06) 4390-1100

FAX (06) 4390-1101

URL <http://www.atosekoanchor.or.jp>

E-mail: aac@atosekoanchor.or.jp



謹賀新年

安全施工・安定供給・技能技術の向上を近畿一円に



近畿生コンクリート圧送協同組合

理事長 岸 繁 樹

〒550-0005 大阪市西区西本町2丁目3番6号 山岡ビル11階

電話 (06) 4393-8868

FAX (06) 4393-8895

URL <http://www.kinatsukyou.com/>

E-mail: pump@kinatsukyou.com



近圧協HP



Facebook



Instagram

大阪府衛生管理協同組合

理事長 米 田 健 司

副理事長 桙 木 隆 弘

副理事長 野 中 久 泰

副理事長 片 山 敏

〒556-0011 大阪市浪速区難波中2丁目7番25号

ナンバビル

電話 (06) 6633-2460

FAX (06) 6633-1652

ホームページ <http://www.o-eikan.jp/>

謹賀新年

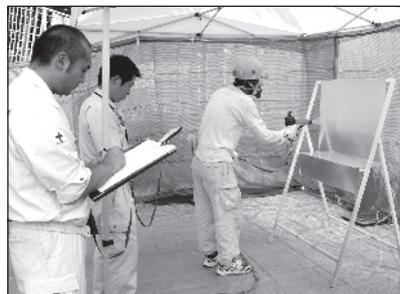
誇れる技術と技能で
明るい世界へ塗り替える！



建築塗装技能検定実技試験



中学校の体験学習で
校内美化に協力



国土交通省NETIS登録
エア式静電塗装工法

established 1947

大阪府塗装工業協同組合

理事長 小 掠 武 志
代表理事 田 伏 健 一

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目6番10号 富田町パークビル7階
TEL 06-6313-0315 / FAX 06-6313-0316
ホームページ <http://www.pco.or.jp/>



ART HILL

(コムアートヒルは繊維団地の愛称です)

大阪船場繊維卸商団地協同組合

理事長 尾 池 行 郎
副理事長 津 田 純 二
副理事長 松 尾 憲 久
副理事長 武 村 貴 司

〒562-0035 箕面市船場東2丁目5番47号
電 話 (072) 729-3321~4
FAX (072) 729-3325
URL <http://www.comarthill.jp>
E-mail : info@comarthill.jp

謹賀新年

大阪府菓子工業組合

理事長 野村 泰弘

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目23番7号
電話 (06) 6531-9639
FAX (06) 6533-3665

大阪バッグ協同組合

理事長 灘 勝一

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町7丁目4番12号
電話 (06) 6771-0231
FAX (06) 6771-7757
URL <https://www.osakabag.jp>
E-mail : bag-osaka@nifty.com

大阪府電設資材卸業協同組合

理事長 守谷 承弘

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号
電話 (06) 6541-8244
FAX (06) 6541-8249
URL <http://www.daidenzai.or.jp/>
E-mail : info@daidenzai.or.jp

大阪兵庫生コンクリート工業組合

理事長 木村 貴洋

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪駅前第3ビル4階5号
電話 (06) 6344-5231 (代表)
FAX (06) 6344-7705
URL <http://osakahyogokousou.or.jp>
E-mail : hoosaka@zennama.or.jp

謹賀新年

大阪玩具事業協同組合

代表理事 西川 貴士

〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南1丁目2番11号 O.Tビル8階

電話 (06) 4307-5931

FAX (06) 4307-5932

URL <http://www.osakatoys.jp/>

大阪鯉節類商工業協同組合

理事長 山中 政彦

〒550-0021 大阪市西区川口2丁目7番25号

電話 (06) 6581-6644

FAX (06) 6581-6658

E-mail: osakakatsuobushi@diary.ocn.ne.jp

日本ワイヤロープロック加工 協同組合

理事長 野々内 達雄

〒551-0031 大阪市大正区泉尾6丁目5番69号

電話 (06) 6552-0975

FAX (06) 6552-0979

泉佐野市認定水道工事業協同組合

理事長 澤野 敏信

〒598-0021 泉佐野市日根野786番地1

電話 (072) 450-2777

FAX (072) 450-2888

URL <http://izumisano-suido.jp/>

E-mail: suido931@wind.ocn.ne.jp

謹賀新年

赤帽大阪府軽自動車運送協同組合

代表理事 今津勝文

〒577-0053 東大阪市高井田27番32号
電話 (06) 6782-1116
FAX (06) 6782-1660
URL <https://osaka.akabou.jp/>
E-mail : osaka@akabou.jp

大阪広告美術協同組合

理事長 松本 優

〒543-0027 大阪市天王寺区筆ヶ崎町3番1号
電話 (06) 6771-9010
FAX (06) 6774-0426
URL <http://www.kanban-oac.or.jp>
E-mail : osaka@kanban-oac.or.jp

大阪府東洋療法協同組合

理事長 廣野敏明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号
電話 (06) 6624-3332
FAX (06) 6624-3337
URL <https://hp.otrk.osaka.jp/>
E-mail : info@otrk.osaka.jp

大阪府ITサポート企業組合

理事長 廣野敏明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号
電話 (06) 6627-0338
FAX (06) 6624-3337

謹賀新年

全日本ブラシ工業協同組合

理事長 佐野 晃

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番3号 東大阪市立産業技術支援センター内
電話 (06) 6787-6162
FAX (06) 6787-6163
URL <http://www.ajbia.or.jp>



阪堺事業協同組合

代表理事 山崎 裕幸

〒573-1118 大阪府枚方市楠葉並木2丁目22番1号
電話 (072) 851-3601
FAX (072) 851-3611
E-mail: jimukyoku@hankai-osaka.com

大阪葬祭事業協同組合

理事長 和合 健一

〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1丁目22番22号 第一住建島之内堺筋ビル803号
電話 (06) 6563-7790
FAX (06) 6563-7683
URL <http://www.sougi.or.jp>
E-mail: info@sougi.or.jp



土質試験・岩石試験の専門機関
地質調査業界の試験室となって40年余の歴史と実績

“全国トップレベルの実績”と“確かな品質”で安全・安心な国土を支えます

KG&E 協同組合 関西地盤環境研究センター

〒566-0042 大阪府摂津市東別府1丁目3-3
理事長 寺西 一 哲 電話 (06) 6827-8833 (代表)
専務理事 八谷 誠 FAX (06) 6829-2256 (代表)
URL <http://www.ks-dositu.or.jp>

謹賀新年

大阪・奈良税理士協同組合

理事長 永橋利志

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館11階

電話 (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

URL <https://www.hanna-zeikyo.jp>



大阪市管工設備協同組合

代表理事 木村之彦

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目6番32号 水道会館内

電話 (06) 6363-4631

FAX (06) 6363-4638

URL <http://www.osakasikanko.or.jp>

E-mail: osk@osakasikanko.or.jp

日本刷子商工業協同組合

理事長 野宮英男

〒556-0003 大阪市浪速区恵美須西3丁目10番6号

電話 (06) 6643-1887

FAX (06) 6643-1888

E-mail: nihonburasi@mirror.ocn.ne.jp

大阪管工機材商業協同組合

理事長 岡崎信一

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目5番1号

電話 (06) 6531-6385

FAX (06) 6536-6525

URL <http://www.pst-osaka.or.jp>

E-mail: kankokizai-osk@pst-osaka.or.jp



謹賀新年

協同組合経営情報サービス

代表理事 小林 伸 二

〒532-0003 大阪市淀川区宮原3丁目3番34号
電 話 (06) 6393-7884
F A X (06) 6393-7804
URL <http://www.kjs.or.jp>
E-mail : office@kjs.or.jp



大阪金物団地協同組合

理事長 水谷 良 雄

〒577-0815 大阪府東大阪市金物町3番5号
電 話 (06) 6723-1577
F A X (06) 6725-3301
URL <http://www.kanamonodanchi.or.jp/>
E-mail : info@kanamonodanchi.or.jp



協同組合新大阪センイシティー

理事長 吉木 学

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号
電 話 (06) 6394-1121
F A X (06) 6394-3878
URL <http://www.yumesse.gr.jp/>
E-mail : kumiai@yumesse.gr.jp

大阪木材仲買協同組合

理事長 松山 能久

〒550-0015 大阪市西区南堀江4丁目18番10号
電 話 (06) 6538-2351
F A X (06) 6538-2355
URL <https://www.mokuzai-nakagai.com>
E-mail : moku-nakagai@mth.biglobe.ne.jp



謹賀新年

協同組合大阪府旅行業協会

理事長 鈴木 隆 利

〒556-0017 大阪市浪速区湊町1丁目4番1号
電話 (06) 6643-8800
FAX (06) 6643-8805
URL <http://www.oata.or.jp/>
E-mail: info@oata.or.jp



シール印刷大阪府協同組合

理事長 坂田 康 司

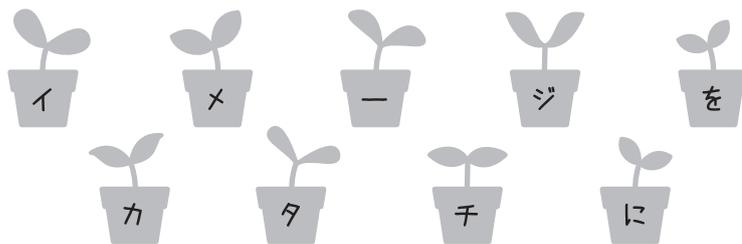
〒537-0024 大阪市東成区東小橋1丁目14番28号 日伸製作所ビル6階
電話 (06) 6971-1591 (代表)
FAX (06) 6971-1595
URL <http://seal.osaka.jp>
E-mail: spo-osaka@yacht.ocn.ne.jp

大阪建設機械リース協同組合

理事長 服部 良 好

〒556-0021 大阪市浪速区幸町2丁目3番14号 ダイトービル505号
電話 (06) 6561-7405
FAX (06) 6561-7407
URL <http://www.okk-rental.org>
E-mail: info@okk-rental.org

チラシ・ピラ
パンフ・リーフレット
機関紙・会報／新聞
ホームページ
ポスター／グッズ



印刷のご相談等、
お気軽に
お電話ください

関西共同

トータルコミュニケーション
株式会社関西共同印刷所

〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-1-4 KDX新大阪ビル4F

TEL 06-6453-3335 (赤松)

E-mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp

URL <http://www.kansai-kyodo.jp>

謹賀新年

大阪府自転車軽自動車商業 協同組合

理事長 中山 行 男

〒545-0053
大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番29号
電 話 (06) 6621-5350
FAX (06) 6629-6370
URL <http://www.obccosaka.com>
E-mail: obcc@f6.dion.ne.jp

大阪美術商協同組合

理事長 市 田 芳 昭

〒541-0042
大阪市中央区今橋2丁目4番6号
電 話 (06) 6231-9626
FAX (06) 6226-1848
URL <http://www.daibi.jp/>
E-mail: info@daibi.jp



高槻造園緑化協同組合

代表理事 吉 田 元

〒569-1031 大阪府高槻市松が丘3丁目
30番20-105号
電 話 (072) 687-2251
FAX (072) 687-2251
E-mail: takatsuki.z@jcom.zaq.ne.jp

大阪府紙料協同組合

理事長 須 田 充 訓

〒542-0066
大阪市中央区瓦屋町1丁目4番2号
電 話 (06) 6768-1556
FAX (06) 6768-0240
E-mail: shiryokyo02@road.ocn.ne.jp

大阪屋外広告美術 協同組合

理事長 松 田 政 幸

〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町
5番31号 アンビション三和II401号
電 話 (06) 6776-8108
FAX (06) 6776-8055
URL <http://www.daikokyo.or.jp/>
E-mail: office@daikokyo.or.jp



大阪機械器具卸商協同組合

理事長 中 山 哲 也

〒550-0011 大阪市西区阿波座2丁目
2番18号 いちご西本町ビル
電 話 (06) 6541-6802
FAX (06) 6541-6530
URL <http://www.daiki.or.jp>
E-mail: kk6802@daiki.or.jp



大阪インナーファッション 協同組合

理事長 岩 村 真 二

〒562-0888 大阪府茨木市駅前2丁目
6番24号 大塚ビル201号
電 話 (072) 631-5630
FAX (072) 631-5631
E-mail: osaka-if@osaka-ifcs.or.jp

大阪鋏螺卸商協同組合

理事長 和 田 正

〒542-0081 大阪市中央区南船場2丁目
6番10号
電 話 (06) 6271-4550
FAX (06) 6271-0514
URL <http://www.daibyokyo.com>
E-mail: jimukyoku@daibyokyo.com

謹賀新年

西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目
3番5号いちご内本町ビル内
電話 (06) 6941-5212
FAX (06) 6941-5257
URL <https://www.seidanko.com/>
E-mail: seidan@seidanko.or.jp

大阪府中小建設業協同組合

代表理事 鈴木 實

〒550-0012
大阪市西区立売堀1丁目8番9号
電話 (06) 6533-1675
FAX (06) 6533-1676
URL <http://www.kensetu-co-op.com>
E-mail: direct@kensetu-co-op.com

大阪室内装飾事業協同組合

理事長 大石 伸二

〒550-0004
大阪市西区鞠本町2丁目7番11号
電話 (06) 6448-2661
FAX (06) 6448-2667
URL <http://www.oosk.jp/>
E-mail: ossk@mx1.alpha-web.ne.jp

大阪府印刷工業組合

理事長 浦久保 康裕

〒534-0027
大阪市都島区中野町4丁目4番2号
電話 (06) 6353-3035
FAX (06) 6352-2360
URL <http://www.osaka-pia.or.jp>
E-mail: info@osaka-pia.or.jp

大阪府印章業協同組合

理事長 平安 隆一

〒556-0022
大阪市浪速区恵美須東1丁目11番12号
電話 (06) 6641-4450
FAX (06) 6631-3571
E-mail: info@daiin.jp

近畿外壁仕上業協同組合

理事長 宮澤 健一

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目
7番12号 東新ビル8階
電話 (06) 6533-0768
FAX (06) 6533-0784
URL <http://www.kinki-gaiheki.or.jp/>
E-mail: kgs@obeam.ocn.ne.jp



柔整業界・鍼灸業界の未来をサポートします。
大阪府柔道整復師協同組合

理事長 岡 喜与志

〒550-0004
大阪市西区鞠本町3-10-3
電話 (06) 6444-3151
FAX (06) 6444-0773
URL <https://ojtc.org/>



テーラー 宇佐美

代表取締役 宇佐美 博史

〒557-0055
大阪市西成区千本南2丁目15番24号
電話 (06) 6659-9000
FAX (06) 6659-0435

謹賀新年

MILK ADVISER

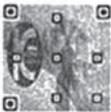
大阪府
牛乳商業組合
理事長 津村 調和
〒550-0014
大阪市西区北堀江3丁目6番28号
乳業センタービル
電話 (06) 6538-3061
FAX (06) 6538-3067
URL <http://www.osaka-milk.or.jp>



大阪プラスチック総合事業協同組合
金森化学工業株式会社
代表取締役 金森 俊晴
〒573-1132
大阪府枚方市招提田近3丁目21番地
電話 (072) 850-7901
FAX (072) 868-7041
URL <http://www.kanamorig.co.jp/>



 **未来につながる
健康情報をお届けします**
健康長寿に欠かせない「姿勢と健康」を取り入れた講演会・勉強会などの講師を派遣しています。
随時、ご依頼を受付しております。
*当組合員は「WHO ガイドライン」に記された基準に沿った教育を受けています。
また、JFCP主催「技術審査会」により安全な技術を提供しております。
厚生労働大臣認可 日本カイロプラティック協同組合連合会 (JFCP) 加盟
大阪府知事認可 第51-24号
協同組合カイロプラクティック大阪
代表理事 高松 博美 TEL.06-6310-9675



安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら 無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。
■ 月々の掛金は1,000円から
■ 契約者貸し付けの利用が可能
■ 共済金の受給権は差押禁止
※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL.050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための退職金制度です!

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索 



Be a Great Small.
中小機構

2023.9

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.44

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- 入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.45

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

中央会マネーガード保険制度

P.46

火災等による焼失、風水害リスクから貨紙幣類・有価証券を幅広くサポート

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.47

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- マイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.48

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.49

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時

事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの

事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの

退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組員(法人または個人事業主)、および当該組員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002(2023.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・どりーむ

※「まい・どりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引
20%

過去の損害率による割増20%



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など
多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



所得補償保険

休業補償の決定版!

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



保険期間

2023年7月1日～
2024年7月1日

※保険期間の途中でもご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課

〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ23-01303 2023年5月8日作成

各種
共済制度



中央会 マネーガード 保険



コーポレートマネーガード保険

貴社の業務にかかわる現金・小切手などの
貨紙幣類・有価証券を幅広く補償する保険です。

中央会マネーガード保険の

万々に備えた、7つの特長

- 1 確定保険料方式**
▶▶▶ 保険期間中途や満期時の輸送額の通知・精算は不要。
- 2 損害時の自己負担⁰**
▶▶▶ 自己負担額(免責金額)はありません。
- 3 ワイドな補償**
▶▶▶ 盗難、輸送中の紛失、火災、風水災などほとんどの偶発的な事故によって生じた損害を補償。詳しくは中面をご参照ください。
- 4 即時払制度が利用できます。**
▶▶▶ 有価証券(国債証券を除きます。)の事故の際、即時払制度をご利用いただける場合があります。
- 5 貨紙幣の偽変造を補償**
▶▶▶ てん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額を1事故および保険期間通算の限度として貨紙幣の偽変造を補償。
- 6 てん補限度額(支払限度額)が自動復元**
▶▶▶ 保険金をお支払いした場合でも、てん補限度額(支払限度額)は減額されません。(ただし、貨紙幣の偽変造を除きます。)
- 7 手続き簡単**
▶▶▶ 輸送額、保管額、保管場所の通知は不要。

保険金をお支払いする主な場合

ほとんどすべての偶発的な事故が
対象となります。



金庫破り、ひったくり
強盗、盗難



火災、爆発による
焼失、風水災



輸送中の紛失



貨紙幣の偽造や
変造による被害

ただし、貨紙幣の偽造・変造は保険期間中を通じて加入者カードの「貨紙幣類・有価証券類合算のてん補限度額(支払限度額)の10%または300万円のいずれか低い額」を限度とします。

保険期間 2023年12月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

「中央会マネーガード保険」は、「コーポレートマネーガード保険」のペットネームです。

★このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370~4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371
受付時間 平日の9時から17時

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050
受付時間 平日の9時から17時

SJ23-08591(2023年10月10日作成)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスJネクスト」

— 業務災害補償保険 —



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

— 企業総合賠償責任保険 —



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

各種
共済制度

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL：06-6949-4371

FAX：06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL：06-6229-3269

FAX：06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%~割安^(※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット

1事故あたり最高5億円
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2023年10月1日～1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

(引受保険会社)
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(取扱代理店)
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保険契約者 全国中小企業団体中央会
制度推進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ23-08542 (2023年10月10日作成)

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！



集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

7,490円
(月払保険料)
年間保険料
89,880円



集団扱 12回払

7,140円
(月払保険料)
年間保険料
85,680円

月々
- 350円



年間保険料では
4,200円もおトク！



『GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2023年1月1日 ■ 初度登録：2020年12月 ■ 記名被保険者：個人<35才> ■ ゴールド免許割引適用 ■ 日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■ 型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■ 事故有係数適用期間：0年 ■ 35才以上補償
- 対人賠償保険：無制限 ■ 対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■ 対物超過修理費用特約：あり
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■ 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■ 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■ 車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
- 全損時諸費用特約：あり ■ ロードサービス費用特約：あり ■ 新車割引：適用 ■ 車両保険無過失事故特約：あり
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



各種
共済制度

- このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。
- お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

大阪府中央会の行事予定

<p>1月22日(月)</p>	<p>行事 令和5年度税制改正セミナー 講師：坂本 幹雄氏 ところ シティプラザ大阪 4階 海の間 ※オンラインにて同時開催予定</p>
<p>2月7日(水)</p>	<p>行事 第2回共済事業セミナー 講師：神戸学院大学現代社会学部教授 中野 雅至氏 テーマ「これからの日本経済と働き方改革」 ところ シティプラザ大阪 2階 詳細 https://www.maido.or.jp/20231208_02/</p> 
<p>2月8日(木) 3月14日(木)</p>	<p>行事 中小企業のための無料法律相談会 ところ マイドームおおさか 6階 詳細 https://www.maido.or.jp/houritusoudankai/</p> 
<p>10月26日(木) ～令和6年 2月15日(木)</p>	<p>行事 「中小企業組合運営指導事業」 Web研修会 詳細 https://www.maido.or.jp/uneisidou_2023/</p> 

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】

<https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/>



【セミナー・イベント情報】

https://www.maido.or.jp/news/news_category02/



メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様へ、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから →



価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
 マイドームおおさか6階
 TEL (06) 6947-4370
 FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田 昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所

大阪市北区大淀中3丁目15-5
 TEL (06) 6453-2564 (代)